

別紙 (書面申請)

令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請書の取扱について
(※本申請は、確実に入札参加できることを保証するものではありません。)

第1 申請方式及び証明書類の入手方法

1 書面申請 (書面申請した場合は電子申請は不要)

- (1) 従来通り紙の申請書類を建設課管理係に提出または郵送する申請方式
- (2) 当町のみ申請を想定しており、持参又は郵送に限る。

2 電子申請 (電子申請をした場合は書面申請は不要)

- (1) インターネットを利用して申請する方式で、申請書類の持参又は郵送が不要となる。
- (2) 単数市町村はもとより、複数市町村に対する一括申請が可能となり事務の軽減が図れる。
- (3) 詳細は、別紙(電子申請)を参照願います。

3 インターネットを利用した証明書類の入手について

国税の納税証明書は、従来通りの税務署の窓口交付に加えインターネットを介して入手が可能となりました。

- (1) アクセス先：e-tax (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- (2) 電子申請場合は、e-tax からダウンロードした電子納税証明書(PDF)を共同審査ポータルサイトにアップロードする。
- (3) 書面申請の場合は、e-tax からダウンロードした電子納税証明書(PDF)を印刷して町建設課管理係に各申請書とともに提出する。
- (4) 国税の納税証明書の問い合わせ先
倶知安税務署 電話番号：0136-22-1192

第2 資格要件

1 基本的資格要件

京極町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者(以下、「競争入札参加資格者」という)は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令(以下、施行令と略す。)第167条の4第1項(同第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項(同第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税(国税・市町村税)を滞納している者でないこと。(未納額のうち、納期未到来額を除く。)

2 審査基準日

- (1) 定期書面申請
審査基準日は、令和7年1月1日とする。
- (2) 随時書面申請
審査基準日は、申請する日の当該月の最初の日(1日)とする。

3 資格の種類ごとの要件

(1) 建設工事の資格要件

建設工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条による許可が必要な28種類の工事をいう。

ア 審査基準日において、対応する建設業の許可のうちいずれかを有する者で、かつ、当該許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ 資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和4年9月2日以降で最新のものであること。

ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。

エ イの経営事項審査結果通知が、

（ア）平成24年7月1日改正後の新基準による、いわゆる「新経審」であること。

（イ）又は平成24年7月1日改正前の旧基準による、いわゆる「旧経審」である場合は、「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び厚生年金加入の有無」欄が「有」又は「適用外」とされているものであること。

(2) 設計等の資格要件

設計等とは、建築設計・造林・土木設計・測量・地質調査・道路清掃・技術資料作成等で、建設業法による許可を必要としないものをいう。

ア 設計等のそれぞれの資格に共通する要件

ア）審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ）審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高があること。

イ 建築設計における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

ウ 測量における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

※除排雪については上記設計等に含めない。下記（3）のその他業務（役務の提供）の要領・様式によることとする。

(3) 「物品等」の資格要件

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 法人の場合は、商業登録簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。

ウ 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。（希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可）

※除排雪については上記（2）設計等の要領・様式によらず、本項その他業務（役務の提供）の要領・様式によることとする。

4 資格要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の規定に基づき設立された協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に基づき設立された協同組合（以下「協同組合」という。）が次のいずれかに該当するときは、第1に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る要件及び第2に規定する受付期間を適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

第3 資格審査の申請について

1 書面申請期間

- (1) 定期書面申請期間
 - ア 令和7・8年度建設工事等の申請の場合（新規）
令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）までとする。
 - イ 物品等は、「令和5・6年度」のところ「令和5・6・7年度」に変更し、有効期間を1年間延長したため今回の申請は不要です。
- (2) 随時書面申請期間
 - ア 令和7・8年度建設工事等の申請の場合
令和7年3月3日（月）～令和9年3月末日まで
 - イ 「令和5・6年度」のところ「令和5・6・7年度」に変更した物品等の申請の場合
令和5年3月3日（月）～令和8年3月末日まで

2 書面申請の方法

- (1) お知らせ事項
 - ア 建設工事及び設計等において、一般社団法人北海道土木協会による「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引き（工事・設計等）」に付属する「(市町村用)建設工事等入札参加資格審査申請書様式」の販売を終了しているため、町ホームページに掲載している京極町様式または京極町様式の内容が網羅されている様式を使用願います。
 - イ 新規申請書類は、フラットファイルに綴じるか、クリアファイルに入れて提出願います。（フラットファイルの場合は、表紙及び背表紙に「令和〇・〇年度 建設工事等または物品等入札参加資格審査申請書 〇〇会社」と記載してください。
- (2) 建設工事等
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（京極町ホームページから入手した電子様式（京極町様式（北海道公契連モデル））または独自様式 1部
 - イ 添付書類（別紙2の1提出書類一覧のとおり） 各1部
- (3) 物品等
 - ア 競争入札参加資格申請書（京極町ホームページから入手した電子様式（京極町様式（京極町独自様式）） 1部

ただし、指定された内容が網羅されているのであれば、自作の申請書も可とする。

イ 添付書類 (別紙2の2提出書類一覧のとおり) 各1部

(4) 提出方法 (郵送又は持参により提出すること。)

ア 郵送による受付 (期間内必着)

(ア) 提出先 〒044-0101

北海道虻田郡京極町字京極527番地

京極町役場 建設課管理係 入札参加資格申請受付担当

(イ) 留意事項

ア) 提出に係る受理票の発行を希望する場合は、「料金不足の場合は宛名に請求」と記入した「切手貼付及び住所及び宛名等済みの返信用封筒」を同封すること。

イ) 提出書類に不備事項がある場合は、後日連絡させていただきます。

イ 持参による受付

(ア) 受付時間

9時00分から12時00分まで、13時00分～17時00分 (土曜日、日曜日、休日を除く。)

(イ) 受付場所 京極町字京極527番地 京極町役場2階 建設課管理係

(ウ) 留意事項

提出書類に不備事項がある場合は、後日連絡させていただきます。

ウ 特記事項

「物品等」は、令和8・9年度分からの運用開始となり、以降、建設工事等と交互申請になります。

エ 書面申請の問い合わせ先

京極町役場 建設課 管理係 (入札参加資格審査担当)

電話番号：0136-42-2111 (内線61・62)

第4 資格の有効期間

建設工事等の資格の有効期間は、令和7・8年度の2年度間 (令和7年4月1日～令和9年3月31日) とする。

ただし、物品等の有効期間は、「令和5・6年度」のところ「令和5・6・7年度」とし、1年間を延長する。(令和8年度から共同審査による電子申請に参画することから)

第5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失う。

(1) 第1に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

※正当な理由のない各種税を滞納した時点においても、当該資格を失うので留意すること。

(2) 営業に監視、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき

第6 再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の営業が相続、合併及び分割されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。

第7 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとする。

- (1) 商号又は名称の変更があったとき
- (2) 組織に変更があったとき
- (3) 代表者に変更があったとき
- (4) 所在地に変更があったとき
- (5) 電話番号に変更があったとき
- (6) 仕様印鑑に変更があったとき
- (7) 建設業の許可及びその他の登記等に関する事項に変更があったとき
- (8) 支店・営業所に関する事項に変更があったとき

※変更前後が明確に比較出来るものであれば様式は問わない。

第8 委任状について

委任状については、本店の代表者が、支店または営業所の代表者に一定の期間を通じて入札・見積・契約の締結・代金の請求、受領などの権限を委任する場合に提出するものとする。

委任状は特に申し出がなければ2年（度）間（令和9年3月31日まで）有効とする。

ただし、「物品等」の随時書面申請は、申請を受け付けた日から令和8年3月31日まで有効とする。

なお、権限を委任した者、権限を委任された者に変更が生じた場合は、前記第6の変更届け併せて改めて委任状を提出するものとする。

第9 その他

災害等によりやむを得ない事案が生じ、本申請とは別に町長が必要であると認めた場合、臨時的に限り申請を受付する場合がある。